

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 宮澤 哲

宮澤哲氏の論文、「平和構築と伝統的ガバナンス: 東ティモールの復興過程において伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察」は、2002年に国際連合の関与で独立した東ティモール民主共和国における独立の経緯、とりわけ、2006年に発生した動乱と、その後の平和構築活動に対する、国連職員として現場で勤務した筆者による「人間の安全保障」の視座からの考察である。

本論文は、7章から構成されている。第1章では、平和構築と伝統・慣習の相関関係、東ティモールの伝統的規範や伝統的司法に関連した既存研究を分析しながら、東ティモール略史をまとめた。

第2章では、「2006年4月の危機」と呼ばれた武力紛争の発生原因について、当時現場で撮った写真を解説しながら、移行期正義の観点から詳細に分析している。通説としての部族紛争ではなく、むしろ帰還難民をめぐる土地所有権の問題や東西の地域コミュニティ間の帰属意識の重要性を指導者が十分理解していないことによる村レベルでの和解がなかったことが主たる原因であるとして新たな主張を展開している。

第3章では、2000年に展開した国連東ティモール暫定統治機構(UNTAET)による治安部門改革の欠如が原因で、「国内の治安」と「社会政治的な安定」の実現に不可欠な現地の治安部隊の公正なガバナンス能力が十分育成されず、これが4月危機を招来させ、ひいては広義の移行期正義を停滞させたと分析する。

第4章では、東ティモール社会と伝統的ガバナンスを概観し、このギャップを埋めるべく、国連と現地政府が伝統的ガバナンスと慣習的規範を活用していく経過が語られる。ここに、法多元主義的なアプローチの有効性が実証的に論じられている。

第5章は、東ティモールの伝統的ガバナンスを整理し、伝統的司法ともいべきナヘ・ビディヤ慣習法としてのタラ・バンドウによって、具体的にどのようにしてコミュニティの和解や法遵守が行われるのかを、参与観察を基に調査し、豊富な写真や図を駆使し、聞き取り調査の成果などの一次資料を用いた実証的な議論を展開する。

第6章は、国連が現地政府とともに展開した、復員兵士の尊厳回復のために伝統的な雇用創出方法を活用する Recovery, Employment and Stability Program for Ex-Combatants in Timor-Leste (RESPECT)というプロジェクトや世界銀行のプロジェクト、日本の国際協力機構(JICA)によるプロジェクトを参与観察によって比較対照し、内生的な民主化へのコミュニティと政府の動因を実証的で説得的に分析する。

終章である第7章では、これらを総括し、対象コミュニティの主体性を基調とした国際機関などの支援手法によって、伝統的規範の民主化が進み、これによって伝統的規範や司法が、東ティモールのリベラル平和構築に寄与したことを論じる。本研究の意義と課題をまとめ、平和構築支援の政策的な含意を示す。

本論文の貢献は、以下の3点と評価できる。まず、平和構築論における伝統的ガバナンスと慣習法による伝統的紛争処理が、単にリベラル平和構築の補完的位置付けから、むしろコミュニティの主体性による内生的な展開をもたらす中核的で本質的なものであり、国際機関などの外部者の関与は、そのための気づき、ないしきっかけに過ぎないということ、法人類学、法社会学、政治学の理論と概念を駆使して東ティモールに

において実証したということである。2点目に、このことは、地域研究の枠を超えて、平和構築の実務において普遍的な視点を提供し、実務上の指針として他の地域へも応用可能性を有する。さらに3点目としては、世界的にもあまり知られていない東ティモールの伝統的な紛争処理を、参与観察とキーパーソンの聞き取りにより一次資料によって整理し、その合理性を解明しており、その資料的価値は極めて高いという点である。

審査では以下の問題点も指摘された。村落レベルと国家レベルのガバナンスの相関関係、ディアスポラが、国家の司法制度の移行期に与えた影響が十分説明されていない。コミュニティを安易に一般化して、コミュニティ間の対立やその内部の権力関係の分析が不十分である。エンパワーメントなどの用語について、語用の精確さがより必要とされた点などである。しかし、これらはむしろ今後の課題として考えられるべきものである。本人もこれらを十分に認識し、今後の研究に生かされるものであり、これらによって本論文の学術的価値を損なうものではない。宮澤氏が自らの平和構築支援の実務経験を検証し、丹念に実証的な調査研究を重ねた本論文は、平和構築論への新たな地平を切り開く学術的貢献をただけでなく、その実務を根本から見直すきっかけを与える政策的含意を有している。平和構築研究の模範となるものとも評価される。それゆえ、審査員全員一致で、宮澤哲氏が、博士(国際貢献)の学位を授与されるにふさわしいものと認定する。